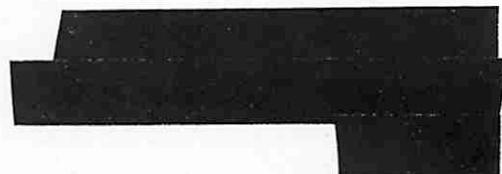


畜 22-5034

平成 23 年 1 月 13 日

宮崎県農政水産部畜産課長 様



### 事実確認書の提出について

平成 23 年 1 月 11 日付けで送付いただきました、事実確認書につきまして加筆をお願いしたく、別紙ご査収の程、お願いを申し上げます。

以 上



# 事実確認書

平成23年1月13日

宮崎県知事 東国原英夫 殿

所在地  
法人の名称  
代表者氏名

平成22年4月以降に宮崎県内に存する [redacted] において発生した口蹄疫に関する対応等について、下記事実に相違ないことを確認します。

## 記

### 1 口蹄疫発見が遅れた経緯

4月22日午前

[redacted] 獣医師が、道路側牛舎にて発熱、微熱、食欲が落ちた十数頭に流涎、びらんを確認し、本社に報告。

4月23日夜

本社より家保への通報を許可する旨の連絡あり。

4月24日朝

[redacted] 獣医師が家保に通報しようとしたところ、家保から農場に立入検査の連絡(2例目農場と飼料運送車を介した疫学関連農場だったため。)があり、その電話で異常牛について通報。

### 2 獣医師の資格を持たない従業員による注射等の行為及び獣医師自らが診察をしないで行った動物用医薬品(抗生物質)の投与、処方等

#### (1) 抗生物質の投与の経緯

4月8日頃

[redacted] 道路側牛舎の複数頭に食欲不振が確認される。

4月9～17日

[redacted] 多頭数、( [redacted] 全頭数725頭のうち72頭)に食欲不振改善薬を投与。

4月17日

[redacted] 全体で発咳・鼻汁等の風邪の症状を示す牛が発生し、[redacted] 獣医師に電話で相談。

[redacted] 獣医師は、4月8日からの食欲不振と風邪の症状を示す牛が増え

たことから、一つの牛房に1頭でも症状を示す牛が存在した場合、予防として症状が確認された牛房の全ての牛にプロカインペニシリンG(以下「抗生物質」という。)の投与を指示。

4月18～20日

- ・全ての牛房で症状が確認されたため、飼養牛全頭に対し、獣医師の資格を持たない従業員が注射により抗生物質を投与。

(2) 抗生物質投与に当たった獣医師の診察の有無等

- ・           獣医師は、従業員からの電話連絡のみで、診察を行わずに上記の抗生物質投与の指示を行った。
- ・この指示を受けて、獣医師の資格を持たない従業員が注射を行って抗生物質の投与を実施した。
- ・当社では、宮崎県内の13農場全てを           獣医師が担当しているが、専ら          において勤務しており、3月以降、          には行っていなかった。
- ・このため、上記以外でも、獣医師が農場現場からの電話による牛の症状を聞き取りし、実際は診療を行わずに指示のみで、獣医師の資格を持たない従業員が治療を行うことが通常的に行われていた。